第354回滋賀県内水面漁場管理委員会結果概要

◎第354回滋賀県内水面漁場管理委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

開催日時 : 令和4年3月9日(水)14:00 ~ 16:30

開催場所 : 一社)環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室 出席者 : 委員8名、水産課6名、水産試験場1名、事務局5名

(1) 協議事項

1. 令和4年度内水面第5種共同漁業権漁場における目標増殖量について

- ・ 令和4年度内水面第5種共同漁業権漁場における目標増殖量について協議しました。
- ・ 委員からは、渓流魚を休業している漁場について、遊漁者が誤って料金徴収されることがないかとの質問がありました。これについて事務局から、当該漁場はアユの友釣りに渓流魚が引っ掛かってしまうという遊漁者からのクレームがあることや、渓流魚については監視などの経費が賄えないということから休止していること、遊漁者には渓流魚については承認証を販売していないと周知しており、間違って遊漁料金を取ることはないとの説明がありました。
- ・ 協議の結果、事務局が提示した原案のとおり、令和4年度の目標増殖量について公示することとなりました。

2. ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る委員会指示について

- ・ 琵琶湖のホンモロコ資源を増加させる目的で、ホンモロコの産卵場となっている瓜生川、躰光寺川および山本川の一部において、水産動物の採捕を禁止する 委員会指示について協議しました。
- ・ 委員からは、栽培漁業対象種でもあるホンモロコに対する遊漁の在り方や、当該水域以外の場所での産卵保護の必要性について検討するよう意見がありました。これについて水産課からは、遊漁を含めた資源管理等について検討の必要性を認識していることや、産卵保護の在り方を検討していくことについて説明がありました。
- ・ 協議の結果、ホンモロコの産卵保護のため採捕の規制に係る委員会指示を発出

3. コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示について

- コイヘルペスウイルス病まん延防止にかかる委員会指示について協議しました。
- ・ 水産課から、令和3年度のコイヘルペスウイルス病の発生状況と、生きたコイの 移動制限の必要性について説明がありました。
- ・ 委員からは、国における対策の考え方を尋ねる質問がありました。これに対し、 水産課から国の研究所における試験研究の状況や、錦鯉の輸出に係る我が国としてのまん延防止措置の必要性が説明されました。
- ・ 協議の結果、引き続きコイヘルペスウイルス病まん延防止にかかる委員会指示を 発出することとなりました。

4. 四手網の採捕の許可について

- ・ 内水面における四手網の採捕許可に係る採捕区域の取扱いについて協議しました。
- ・ 水産課から、当該採捕の許可については従前より漁業調整上の理由により採捕区域が3河川に限定されていたものの、現在は許可を受けている者が減少したことにより漁業調整の必要性が少なくなっていること、これに伴って採捕区域を漁業権漁場を除いた県内全域の内水面としたい旨の説明がありました。
- ・ 委員からは、四手網は漁業調整規則により遊漁者の使用できる漁具ではないこと から自由漁業にしてはどうかとの意見がありました。これに対し水産課は、許可 をすることによって採捕実績の報告を求めることや操業の状況を把握できるな ど管理上の利点を述べたうえで、将来的に許可の必要がなくなるようであれば制 度の変更も検討していくことについて説明されました。
- ・ 協議の結果、四手網の採捕の許可にかかる採捕区域については、原案どおり変更 することで同意されました。

(2) 諮問事項

1. 遊漁規則の変更認可について

- ・ 愛知川上流漁業協同組合から知事あて遊漁規則の変更認可申請があったため、知事から認可にかかる諮問がありました。
- ・ 水産課からは、あゆルアー釣りを禁止する漁具漁法の制限の変更、鮎遊漁料金の 改定および遊漁料の納付場所にオンラインシステムを追加する内容の変更の妥 当性について説明がありました。
- ・ 委員会では、オンラインシステムを悪用した不正が発生するリスクやあゆルアー の禁止に至った経緯について意見が交わされましたが、遊漁規則の変更内容につ いては異議なしとして答申することとなりました。

(3)報告事項

1. 新たな滋賀県内水面漁業振興計画について

- ・ 水産課から、滋賀県内水面漁業振興計画の改定内容について説明がありました。 改定計画は、琵琶湖を含め河川や湖沼、養殖池での漁業と養殖業を含む水産業全 体を振興する計画となっており、水産資源の回復と漁場環境の再生、ひいては県 内の内水面漁業の健全な発展に関する事項が網羅的に記述されていることが説 明されました。
- ・ 委員からは、試験研究の充実強化について記述すべきではないか、との質問がありました。これに対し水産課は、水産試験場の果たすべき役割は多くあることと、 県では並行して試験研究推進計画が策定されていることについて説明されました。
- ・ また、学識委員から、大学で行われているホンモロコの産卵環境保全に関する研究の情報提供があったほか、産官学が連携する形で淡水魚の研究に関するイベントを開催してはどうか、といった提案や、琵琶湖の水産物を地元で広める取組みがあれば良い、との意見がありました。さらに、遊漁者委員からは、遊漁者の減少対策が必要との意見がありました。会長は、これら委員の意見を参考にしてより良い計画としてほしい、と提言しました。

2. 漁業権の資源管理の状況等の報告について

・ 水産課から、漁業法に基づく漁業権の資源管理の状況等の報告に対する評価結果

の報告がありました。県内の第5種共同漁業権は、一部に新型コロナの影響や漁場管理上の必要性により休業を余儀なくされている漁場がありましたが、必要な指導助言がなされたうえ、改善に向けて取り組まれていることから、指導勧告の必要はないものと評価されたことについて説明がありました。

・ 委員からは、漁業権の切替えに向けて漁協間の漁場利用調整などの諸問題が解消 されるよう意見がありました。

3. アユ資源の状況について

・ 水産試験場から、アコ資源調査の結果を基に資源の状況について説明がありました。12 月から始まったアユ漁は、荒天や魚体サイズの小さいアユが多かったことにより低調に推移したと考えられるとの見解が示されました。また、今期のアユ資源は、産卵量が多かったことに起因する密度効果によって成長が芳しくないことに加え、降雪が多いことによる水温低下で減耗や成長低下が起きることが懸念されるとし、このことから、水産試験場は資源動向を注意深く調査すると説明されました。

(4) その他

- ・ 委員から、第 352 回で議題となったアユと渓流魚の共通券の導入効果の検証と 委員会ホームページの更新について意見がありました。これについて、水産課から、共通券の効果は直ちに評価できないものの分析でき次第報告するとしたほか、 事務局からはホームページの整備を進めるとの回答がありました。
- ・ 委員から、ネオニコチノイド系殺虫剤やプラスチック製カプセルを用いた徐放性 肥料が琵琶湖のプランクトンや栄養塩などの漁場環境に影響を与えているので はないか、との意見がありました。水産課からは、宍道湖では動物プランクトン が減って様々な影響が出ているとする説があるものの、琵琶湖に関しては動物プランクトンが急に減った兆候はないと言われていることについて説明がありました。そのうえで、琵琶湖の資源減少の要因については、いろいろな事象のつながりを広い視点から、何が大きな影響を与えているのかを見ていくことが大事だ

と述べられました。また、水産試験場からは、農薬が琵琶湖のプランクトンに影響を与えているかについては、詳細な数理モデルによる検証が必要との考えが述べられました。一方、緩効性肥料については問題意識を持っており、過去にどのような影響があったかなどについて文献を見直すなどして調べて行きたいとされました。